

## 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）定款に規定する役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第3条 定款に規定する協会の役員の報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、アからエとオ及びカの報酬は重複して支給しない。

(1) 月額報酬

ア 会長	月額40,000円
イ 副会長	月額25,000円
ウ 専務理事	月額40,000円
エ 常務理事	月額25,000円
オ 支部担当理事	

①鹿児島北支部及び鹿児島南支部担当理事

a 支部長	月額25,000円
b 副支部長	月額20,000円

①以外の支部担当理事

a 支部長	月額20,000円
b 副支部長	月額10,000円

カ 理事	月額5,000円
キ 監事	月額5,000円

(2) 役員が協会の業務のため会議に出席するとき又は用務のため出張するとき 第4章の規定により支給される日当の額

2 前項に規定する報酬額は、総会の決議により改定することができる。